

学習院大学研究倫理指針

1 目的

研究者は、真理を探究する重要性が認知され、学問の自由の下で研究活動における自主性が尊重されている一方、研究活動とその成果が人類、社会、自然環境に与える影響の大きさから、常に高い倫理性が求められる。

本指針は、学習院大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保するための規範として、本学の研究者が遵守すべき事項を定めるものである。

2 定義

- (1) 「研究者」とは、本学の専任教員及び任期付教員のほか、本学で研究活動に従事する学部生、大学院生及び研究員等をいう。
- (2) 「代諾者」とは、研究の対象となる者の意思及び利益を代弁できると考えられる者をいう。

3 研究者の基本姿勢

- (1) 研究者は、自らの良心と信念に従って誠実に研究を遂行し、不当な圧力によって研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。
- (2) 研究者は、当該研究において、生命を尊重し、基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、各学会等の倫理規定及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
- (4) 研究者は、自らの専門知識、能力・技芸の維持向上のための自己研鑽に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払わなければならない。
- (5) 研究者は、自らの専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、他の国、地域及び組織における文化、習慣の理解と尊重に努めなければならない。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
- (6) 研究者は、自己の研究について、分かりやすく明瞭に説明するよう努めなければならない。
- (7) 本学の教員は、学部生又は大学院生が研究活動に加わる場合、学生が不利益を被らないように配慮しなければならない。

4 研究者の責務

[研究計画の立案]

- (1) 研究者は、研究の実施にあたり、科学的合理性及び倫理的妥当性に配慮して、研究計画を立案しなければならない。

[研究のための情報・データ等の収集]

- (2) 研究者が、研究のための資料、情報、データ等を収集する際には、その目的に適う必要な範囲において行うこととし、学問的かつ倫理的に妥当な方法・手段によらなければならない。

[インフォームド・コンセント]

- (3) 研究者は、研究の対象となる個人や集団（以下「研究対象者」という。）に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護しなければならない。
- (4) 研究者が、人の行動、環境及び心身等に関する個人情報・データ等の提供を研究対象者から受けて研究を行う場合は、研究対象者に対してその目的・方法について十分な説明を行い、同意を得なければならない。
- (5) 研究者は、予見しうる研究対象者への危険性を可能な限り排除するよう努めなければならない。
- (6) 研究者は、研究対象者が子供、障害や疾患を有する人、外国人等であることにより、認知・言語上の問題や文化的背景の違いのために、通常の説明方法では事前の説明への理解が得られず、自由意志による判断が不可能と考える場合は、代諾者に十分な説明を行い、同意を得なければならない。

[個人情報の保護]

- (7) 研究者は、個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさないようにするとともに、法令、関係省庁のガイドライン、学会等の指針、本学の規程等に従い厳重に管理しなければならない。
- (8) 研究者は、研究結果の公表の際に、原則として研究対象者について個人を特定できないようにしなければならない。
- (9) 前2項の規定については、本人の同意がある場合は、この限りでない。

[研究成果発表の基準]

- (10) 研究者は、関係者の権利保護等の合理的な理由により、公表に制約がある場合を除き、研究成果を社会に還元するために公表しなければならない。
- (11) 研究者は、研究成果の発表に当たっては、捏造、改ざん等の不正行為をしてはならない。また、他者の知的財産権を侵害してはならない。

[研究費の適正使用]

- (12) 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、寄付金等に由来することに常に留意し、研究費を適正に使用しなければならない。
- (13) 研究者は、研究費の申請、使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規定及び本学における研究費の使用等に関する規定等を遵守しなければならない。

[他者の研究評価]

- (14) 研究者が、審査委員会等の委嘱を受けて他者の研究評価に関わるときは、評価基準、

審査要綱等に従い、誠意をもって適切に評価しなければならない。

- (15) 研究者は、他者の研究評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該研究に係る機密は、これを保持しなければならない。

5 学長の責務

- (1) 学長は、研究者の倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施しなければならない。
- (2) 学長は、研究計画が本指針に適合しているか否かについて審査を行うために、人を対象とする研究倫理委員会を設置し、必要に応じて諮問しなければならない。ただし、本学内に当該委員会を設置できない場合には、共同研究機関、公益法人、学会等に設置された倫理審査に関する委員会に審査を依頼することによって、これに代えることができる。
- (3) 学長は、研究者に本指針に反する行為等の事実の確認がなされたときは、適切な措置を講じなければならない。
- (4) 学長は、研究に関して、不正行為の通報並びに不当又は不公平な扱いを受けた者からの苦情及び相談等に対応する措置を講じなければならない。

6 本指針の改正

この指針の改正は、専門職大学院研究科長会議及び学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。